

第2次中間報告のとりまとめで

19事業「いったん中止」

公共事業  
見直し委員会  
(第10回)

16事業については「当面実施が適当」

今月中に秋葉市長に提出

来年度予算編成で

市が最終結論をくだす

広島市公共事業見直し委員会(地井昭夫座長)は26日、先送りされていた事業について結論を出しました。1月中旬に第2次中間報告として市長に提出する予定です。

同委員会では、安佐南工場建替や出島地区港湾整備(廃棄物埋め立て護岸整備負担金)など19事業を「いったん中止が適当」とし、広島西飛行場整備や観音地区マリーナ整備など16事業について「当面実施が適当」との判断を下しました(裏面参照)。

また、段原東部地区再開発と国施行道路整備事業負担金については、委員会で結論がまとまらず、両論もしくは三論併記として、市に判断をゆだねることにしました。

これで、同委員会の審議対象となつたすべての大規模プロジェクトに対し、委員会としての結論を出したことになります。

「いったん中止が適当」と判断した理由について同委員会は、「現計画には需要見通し等の点で計画自体に疑問があり、また、費用対効果、必要性、緊急性、代替性などの点からみて、厳しい財政状況のもと、現計画のまま実施することは困難なもの」と説明。

「いったん中止が適当」の事業については、見直しがなされた時点で同委員会で改めて検証するとしており、各々の事業に対して「見直しにあつた際の留意点」が付されています。

「住民合意、環境面など問題多い」委員から指摘相次ぐ

出島沖産廃処分場計画

出島地区港湾整備事業に含まれている「出島沖産廃処分場計画」について、同委員会は今年20日、「住民意見を聴く会」で地元住民から意見を聞きました。

同事業について地井座長は、「産廃排出量削減戦略と、県に対してより安全性の高い処分方法の検討、住民による環境モニタリングの実施、全面的な情報公開、生物の多様性への配慮、地元住民との合意形成により努力することを求めることを前提に04年度予算を

三論併記で市に判断ゆだねる

段原東部地区再開発

同事業について地井座長は、「04年度は認めるが、多様な住民の意向を踏まえながら区画整理事業の枠内で実行可能な計画見直しを検討すること。そのための費用は別途認める」との条件付きで「当面実施が適当」と提案。

五十嵐敬喜委員(法政大学教授)は、「国の法改正(まちづくり交付金)の動向もにらみながら考えるべき」「正当事由があれば補助金返還を請求されることはない」と、国の補助金を理由に事業実施に固執すべきではないと指摘。また、肥田野登委員(東京工業大学教授)は、「費用便益的



多くの傍聴者が詰めかけた第10回市公共事業見直し委員会=1月26日、市役所内

認める」との条件を付けて「実施が適当」と提案。

しかし、山家(やんげ)悠紀夫副座長(神戸大学大学院教授)が、①広島島の海の玄関にふさわしくない、②住民合意は得られていない、③粉じん被害や遮水シートなど公害対策が十分とは言えない、④産廃排出量の削減努力が必要、など多くの問題点を残していると指摘。他のすべての委員もこの意見に賛同し、「いったん中止」と結論づけました。

には極めてきびしい。道路計画も増大で換地計画を見直せない(当局答弁)というのがもっとも重要な点と指摘しました。

住民から多様な意見が出されていることも踏まえ、委員会としては、①04年度予算を認める、②換地計画を見直す予算のみ認める、③いったん中止、の三論併記で市に判断をゆだねるとしました。

国施行道路整備事業負担金

●当面実施が適当としたもの

国道54号可部バイパス(市道山倉線までの2車線分のみ)、国道54号佐東拡幅

●いったん中止が適当としたもの

国道2号観音高架延伸および広島南道路

●「実施」「いったん中止」の両論併記で市に判断をゆだねるもの

国道2号東広島バイパスおよび安芸バイパス

## 第2次中間報告のとりまとめで「いったん中止が適当」と判断された事業

事業名称	見直しにあたっての留意点
<b>■事業手法等の見直しが必要と思われるもの</b>	
広島駅南口周辺地区市街地再開発(Bブロック)	他の再開発事業との競合、整合性を十分に考慮し、民間資本の導入等を検討すること
牛田総合公園整備	事業を見直し、その際には生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
己斐上公園整備	事業を見直し、その際には生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
<b>■事業の前提となる条件を含めて総合的な対策が必要と思われるもの</b>	
安佐南工場建替	ゴミ減量等の戦略確立と規模縮小の検討、既存施設の活用、民間資本の導入等を検討すること。住民との合意をより進めること
広島高速道路関連道路	交通戦略を転換し、事業手法・規模・期間・ルートを見直すこと。道路ごとに費用便益分析を実施すること。ただし、用地補償や工事の実施に債務負担的な義務が発生しているものに限り、04年度において最小限の範囲で実施を認める(が、それは現在の計画をそのまま認めたわけではないことを特記しておく)
<b>■事業の規模、代替案の可能性などの再検討が必要と思われるもの</b>	
貨物ヤード跡地地区開発	新たな活用計画、民間資本の導入等を検討すること
地域福祉センター等建設(佐伯区)	費用便益分析を実施すること。公的機関等による耐震診断等の結果、既存建物が使用できる場合は住民合意を得て活用すること。既存建物が使用できない場合は合築を検討すること
西風新都内道路(安佐南工場建替、新火葬場整備に関連する一部の環状線以外)	計画そのものを抜本的に変更すること
公民館再整備(安佐)	修繕により既存の建物を今後15年間(建物の耐用年数期限まで)活用すること
公民館建設(佐東(増築))	再度、費用便益分析を実施すること。合築も検討すること
中小田古墳群整備(保存整備)	整備時期・内容を見直すこと
<b>■事業の必要性・実現性の再検討が必要と思われるもの</b>	
西広島駅北口地区のまちづくり推進	民間資本の導入等を検討すること
広島駅北口地区整備	民間資本の導入等を検討すること
新交通西風新都線・関連街路整備	広島高速交通線の経営改善動向、西風新都の開発動向、国のインフラ補助制度の動向を踏まえた需要と収支を再検証すること。関連街路を単独で実施する場合の緊急性を再検証すること
五日市漁港フィッシャリーナ整備(陸上施設(クラブハウス等)整備)	県との覚書があるが、必要最小限のものとするよう県と協議すること
<b>■隣接自治体や県等との合同の見直し検討が必要と思われるもの</b>	
向洋駅周辺青崎土地区画整理事業	県、関係自治体と計画見直しについて協議すること。ただし、04年度は減価補償充当用地取得のみ認める
東部地区連続立体交差事業	県、関係自治体と計画見直しについて協議すること。ただし、土地所有者との協議が終了し、移転準備を進めている用地に係る補償費は、04年度において最小限の範囲で認める
<b>■その他、問題を抱えていると思われるもの</b>	
出島地区港湾整備(廃棄物物理立護岸整備に対する負担金)	設置場所、手続(住民合意)、公害防止、規模、状況の変化等について見直す必要がある(表面参照)
五日市漁港フィッシャリーナ整備(土地造成部分)	土地用途について県と再度協議すること

## 第2次中間報告のとりまとめで「当面実施が適当」と判断された事業

事業名称	実施にあたっての条件
<b>■過去の実施分に対する負担義務が確定しているもの</b>	
五日市漁港フィッシャリーナ整備(係留施設整備)	
広島西飛行場整備(国有地購入の償還部分、施設修繕)	
東千田公園整備(都市開発資金の償還)	
観音地区マリーナ整備	市民に開かれたマリーナとすること。今後の事業についての費用負担はしないこと
市立大学用地にかかる土地開発公社貸付金等	
<b>■今後の整備で法令等により負担義務があるもの</b>	
五日市漁港フィッシャリーナ整備(緑地整備)	景観への配慮、コスト低減の努力をすること。生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
宇品内港地区港湾整備(緑地整備:第1次中間報告で認めた以外の部分)	土地造成にとどめること
五日市地区港湾整備(干潟再生整備)	生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
下水道事業会計繰出金(今後の事業分のみ:第1次中間報告で認めた以外の部分)	第三者委員会を設置し、経営・事業会計、事業計画を見直すこと。事業の一層の効率化を図ること
<b>■覚書等により実施・負担義務があるもの</b>	
寺山公園整備	生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
出島東公園整備(用地取得、広場整備)	施設整備はしない。生物の多様性、在来種の維持等の価値にも配慮すること
五日市地区港湾整備(-12m岸壁、埠頭整備、橋耐震補強)	
<b>■費用対効果、公平性、人道性、必要性、緊急性から実施が止むを得ないと認められるもの</b>	
地域福祉センター等建設(安佐南区)	
新火葬場整備	地元住民との合意形成に努めること。既存施設の活用、規模縮小の検討、他町住民の使用料金の適正化、整備時期、民間資本の導入等を検討すること
中筋第二小学校建設	スケルトン・インフィル(間取り・内装・設備などが柔軟に変えられる構造)による将来の高齢者福祉施設等への転用可能性のある建築または他の施設との合築、PFI導入等を検討すること
中小田古墳群整備(用地取得)	